

総合事業の内容

メニュー

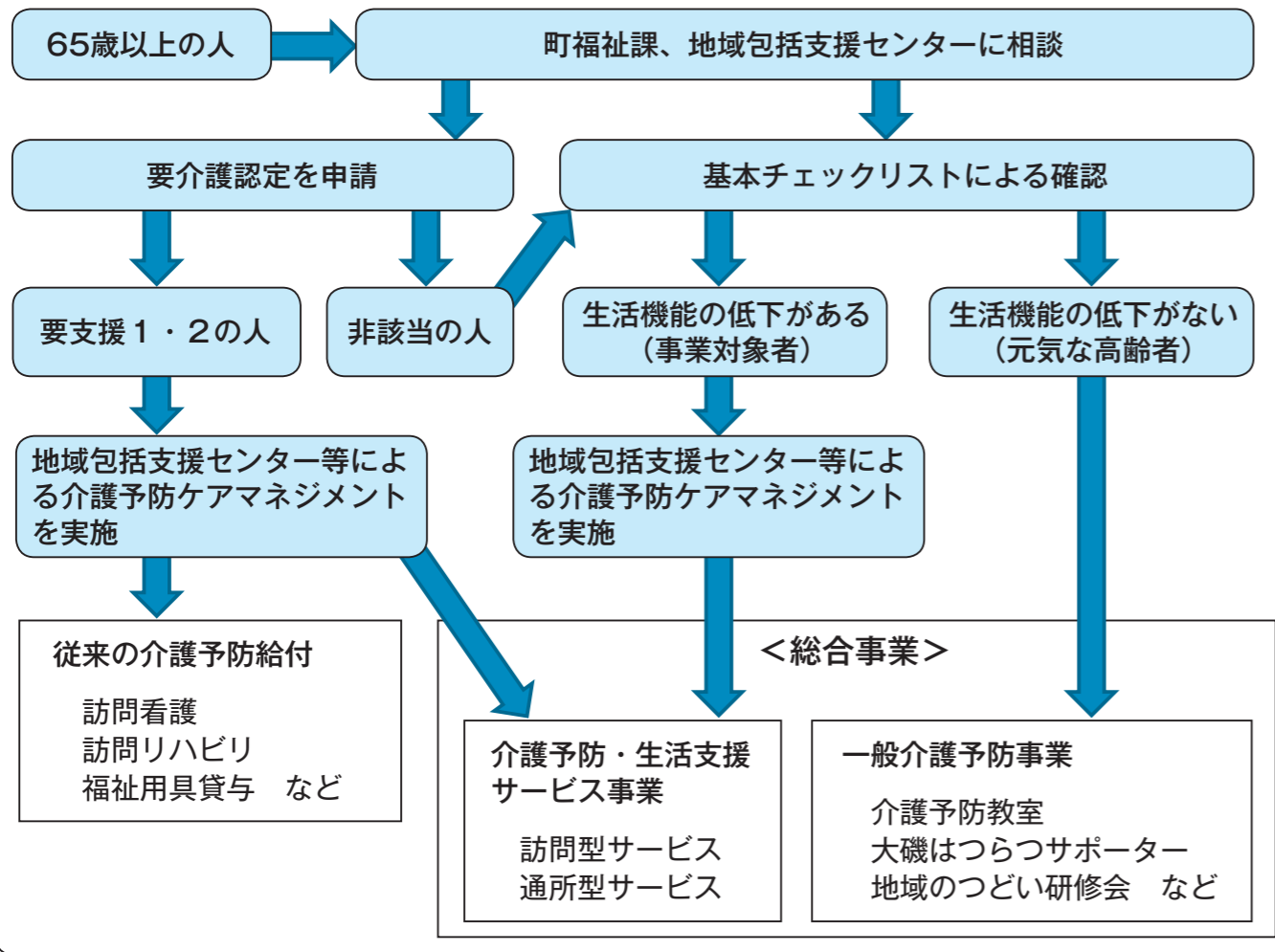
| | |
|--|-------------------|
| 介護予防・生活支援サービス事業 (要支援1・2または、事業対象者が利用できる事業) | 訪問型サービス |
| | 通所型サービス |
| | その他の生活支援サービス(検討中) |
| | 介護予防ケアマネジメント |
| 一般介護予防事業 (65歳以上の方が利用できる事業) | 各種介護予防教室 |
| | 大磯はつらつサポーター事業 |
| | 地域のつどい研修会 |
| | 住民主体の介護予防活動(検討中) |



▲介護予防教室の様子

サービス利用の流れ

(平成29年4月より)



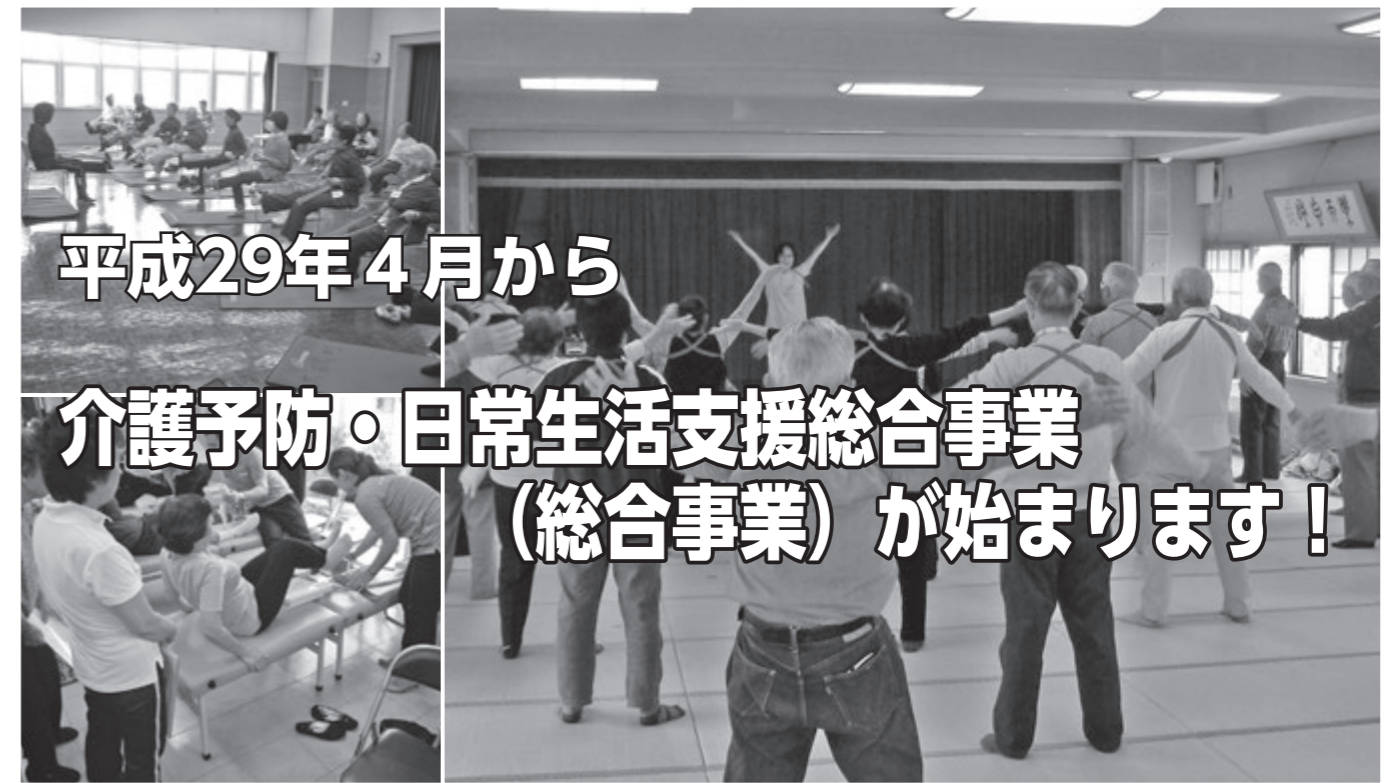
総合事業のこれから

高齢者の在宅生活を支援するため、介護の専門職によるサービスだけでなく、民間事業者やNPO、ボランティア団体、地域住民など、多様な担い手による支援体制を地域の中に作る事が重要となり、総合事業が開始されることになりました。

町では今年度から「生活支援コーディネーター」を配置し、生活支援のニーズや地域資源の把握に努めています。今後、生活支援体制が整い次第、順次新たなサービスを展開していきます。

また、生活支援のほか、誰でも気軽に通うことのできる「集いの場」の提供や、地域住民による介護予防活動の取り組みも推進していきます。場所の提供や運営にご協力いただける方は、ぜひ福祉課までご連絡ください。

福祉課 内線302



平成29年4月から

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が始まります!

目的は?

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域やボランティアによる助け合いなど、地域全体で高齢者を支えていくことが必要です。また、高齢者自身も、自らの持つ力を最大限に生かして、要介護状態にならないように予防することも大切です。

そのための仕組みとして「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」を4月から開始します。

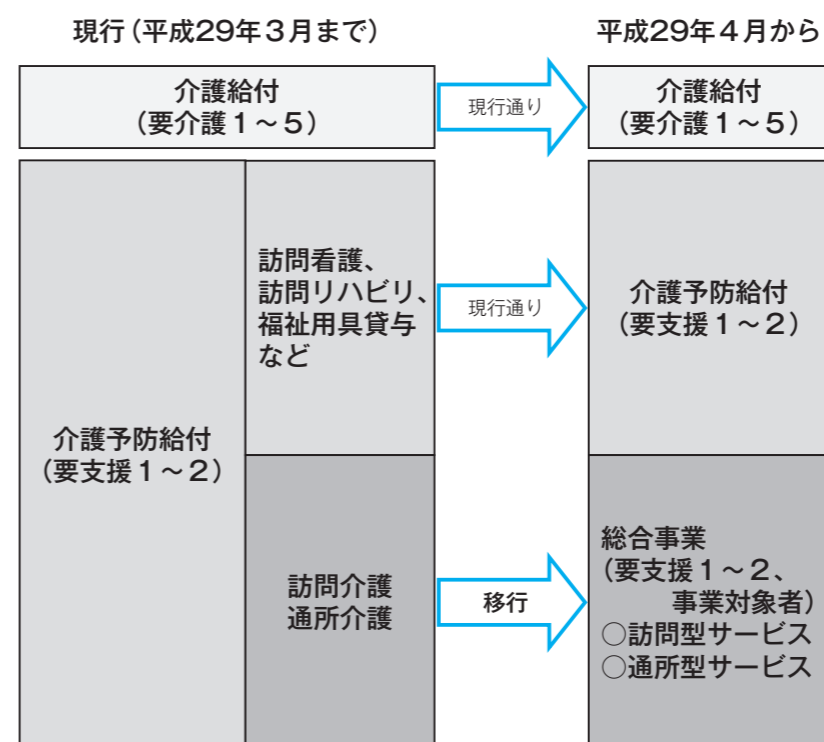
総合事業が始まると、何が変わりますか?

○介護保険要支援認定を受けた人が利用する、訪問介護(ホームヘルプサービス)と通所介護(デイサービス)が総合事業に移行します。

※今まで訪問介護や通所介護のサービスを利用していた人は、4月以降も引き続き利用できます。サービス内容や自己負担額は変更ありません。

○介護保険要支援認定を受けていなくても、「基本チェックリスト(健康状態を確認するための質問票)」を行うことにより、生活機能の低下が認められる方(事業対象者)は

サービス移行のイメージ



総合事業を利用できます。

○民間事業者のほか、NPO、ボランティア団体、地域住民など、多様な主体による介護予防と生活支援サービスを提供します。(体制が整い次第、順次展開していきます)

現在、要支援認定1・2の方で、訪問介護や通所介護を利用されている方は、認定の更新時に総合事業へ移行するため、手続きは不要です。

対象の方は?

○平成29年4月以降に新規申請により、介護保険要支援認定を受ける方

○平成29年4月以降に更新申請により、介護保険要支援認定を受ける方

○基本チェックリストにより、生活機能の低下が認められる方(事業対象者)